

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結結注記表

株主資本等変動計算書

個別結注記表

イーレックス株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<http://www.erex.co.jp>)

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりあります。

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、行動憲章及び行動規範をすべての行動の原点とし、高い倫理観をもって自らを律し、法令・定款その他内規程すべてを遵守し、職務の執行に当たります。
- ② 当社は、代表取締役社長直属の組織として監査部を設置しております。また内部監査規程を制定し、監査部は同規程に基づき毎年監査実施計画を立案し、業務監査、財務報告の信頼性の監査、関連法規等の遵守の監査等を実施し、取締役等及び使用人の職務の執行が法令・定款その他内規程に適合しているかを確認します。その監査結果は、代表取締役社長に報告した上で、取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社におけるコンプライアンスに関する基本事項並びに当社及び子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき15項目からなる原則を定めております。また、コンプライアンス担当取締役を指名し、コンプライアンス研修の実施、内部通報体制整備、法令・定款その他内規程違反行為への対処に努めます。
- ④ 法令・定款その他内規程違反が発見された場合には、コンプライアンス規程に基づき取締役会へ報告の上、顧問弁護士等の外部専門家と協力しながら対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令並びに取締役会規則、経営会議規程及び文書管理規程等に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る重要な情報について、文書に記録し、適切に保存、管理します。また、取締役及び監査役のこれら文書へのアクセスを確保します。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社は、職務権限規程に基づき各職位毎に権限の範囲を定め、各職位は、当該範囲内で、職務執行に係る損失の危険等（以下「リスク」といいます。）を管理します。また子会社については、当社から派遣した取締役及び監査役並びにグループ会社管理規程に基づき各子会社を所管する部門が、業務上の課題等を把握し、リスク管理及び発生の未然防止に努めます。

- ② 当社及び子会社の各部門は、適切な業務推進のために生じうる損失等のリスクの予見に努めるとともに、マニュアル等を整備し、有事の際の迅速な対処に努めます。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社において取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役等及び使用人が共有する年度行動計画を定め、その達成に向けて各自が実施すべき具体的な目標を定めております。
- ② 当社において迅速な情報の把握及び共有のため、取締役、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、定例的に事業方針及び子会社を含む全社的重要事項について審議します。
- ③ 当社において意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等を整備し、権限と責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における事前審議を踏まえ、取締役会の意思決定に資することとします。
- ④ 当社において取締役会は、社外取締役を除く各取締役の担当組織及び業務を定め、各取締役は自らの担当組織、業務を管理します。
- ⑤ 当社のグループ会社管理規程、職務権限規程により子会社の権限及び意思決定手続を明確化し、効率的な職務執行を行います。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社管理規程に基づき、各グループ会社の所管部門を定めており、当該部門を担当する取締役及び当該部門は各グループ会社の業務上の課題等を把握し、一定の重要な事項については当社取締役会に報告します。
- ② 前号の他、当社は、各グループ会社に取締役又は監査役を派遣し、各グループ会社の業務の適正な執行及び監督に当たらせ、グループ経営の効率化を図ります。
- ③ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、監査部が各グループ会社の取締役等及び使用人に対し定期的にヒアリングを行うとともに、業務監査を通じてグループ会社の状況を調査、分析し、その結果を当社代表取締役社長に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置します。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 人事部門を担当する取締役は、監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事評価及び異動に係る事項について、事前に監査役と協議します。
- ② 各取締役は、監査役を補助する使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、当該使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとします。

(8) 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及びその子会社の取締役及び使用人等は、担当する組織又は業務において法令・定款その他社内規程違反や、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合及びその他会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査役に適切な報告を行います。また、監査役から業務等に関する報告を求められた場合も同様とします。
- ② 当社の監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため必要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要文書について、適宜閲覧し、また必要に応じ取締役及び使用人等からの説明を求めます。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程を定め、同規程に報告者が法令・定款その他社内規程違反等について報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が不利な取扱いを受けないことをとします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還等を請求したときは、当社が当該請求の内容を確認の上、速やかにこれに応じます。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、経営の透明性と監査の実効性を高めることを目的として、取締役会、経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため必要な会議に適宜出席するとともに代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。
- ② 監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要な場合には随時、会計監査人に報告を求めます。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、一般に公正妥当と認められる会計基準及び経理規程等の社内規程に基づき、正確かつ適切な会計処理及び開示に努めます。
- ② 当社は、業務遂行上の職務分離による牽制や、承認プロセスを複数段階とする等の施策を通じて、財務報告の信頼性確保に努めます。
- ③ 監査部は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を断固として排除する姿勢を、行動憲章、行動規範に明記するとともに具体的な行動基準として反社会的勢力対応規程を定め、すべての役員及び使用人が、反社会的勢力と取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、反社会的勢力を利用しないことを徹底します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の業務の適正を確保する体制

当事業年度は、取締役会を14回開催し、取締役会規則に基づき経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。取締役会において社外取締役及び監査役は、専門的な知見に基づき、忌憚のない意見を述べており、取締役会の監督機能の強化に寄与しております。

(2) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席及び社長との意見交換並びに当社及び子会社への往査等を通じて、会社経営全般の状況把握に努め、また会計監査人との協議についても適宜実施いたしました。さらに当事業年度は、監査役会を13回開催し、また適宜監査部と情報共有を図り、当社及び子会社への内部監査の実施結果及び財務報告に係る内部統制の整備、運用状況について監査いたしました。

(3) コンプライアンスの推進

当社は、コンプライアンス担当取締役がコンプライアンス担当者会議の開催、内部通報体制整備等を主導し、コンプライアンス体制の充実を図っております。また、当社及び子会社の取締役及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たせるよう、社内研修やe-ラーニングによりコンプライアンス意識を強化する取組みを継続的に実施し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
2021年4月1日残高	11,137	10,133	19,899	△155		41,015
当連結会計年度変動額						
新株の発行	104	104				209
剰余金の配当			△1,064			△1,064
親会社株主に帰属する当期純利益			9,653			9,653
自己株式の処分				31		31
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						—
当連結会計年度変動額合計	104	104	8,588	31		8,829
2022年3月31日残高	11,242	10,238	28,487	△124		49,844

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	23	3,024	15	3,062	10,418	54,496
当連結会計年度変動額						
新株の発行						209
剰余金の配当						△1,064
親会社株主に帰属する当期純利益						9,653
自己株式の処分						31
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△195	2,820	183	2,808	686	3,494
当連結会計年度変動額合計	△195	2,820	183	2,808	686	12,323
2022年3月31日残高	△171	5,844	198	5,871	11,104	66,820

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

イーレックスニューエナジー株式会社

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社

佐伯バイオマスセンター株式会社

エバーグリーン・リテイリング株式会社

エバーグリーン・マーケティング株式会社

株式会社沖縄ガスニューパワー

豊前ニューエナジー合同会社

豊前バイオマスセンター株式会社

沖縄うるまニューエナジー株式会社

イーレックス・ビジネスサービス合同会社

ティーダッシュ合同会社

イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社

イーレックスHT合同会社

株式会社イーセル

EREX SINGAPORE PTE. LTD.

STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.

STRAITS GREEN ENERGY SDN.BHD.

EREX (CAMBODIA) CO., LTD.

eREX Vietnam Co.,Ltd.

連結の範囲の変更

イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社は当連結会計年度において新たに株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

イーレックスHT合同会社は当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

株式会社イーセルは当連結会計年度において新たに株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

eREX Vietnam Co.,Ltd.は当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

なお、当社は、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である豊前バイオマスセンター株式会社及びイーレックス・ビジネスサービス合同会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 6社
会社等の名称

大船渡発電株式会社

株式会社ネクストシード

SPHP CO., PTE. LTD

SPHP (CAMBODIA) CO., LTD.

PT DHARMA SUMBER ENERGI

鼎龍能源科技股份有限公司

持分法の適用の範囲の変更

鼎龍能源科技股份有限公司は当連結会計年度において新たに出資したことにより、持分法適用の関連会社に含めております。

なお、持分法を適用していたコタックグリーンエナジー株式会社については、当連結会計年度中において株式譲渡により関連会社でなくなったため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全て一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

イ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ウ. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～21年

機械装置及び運搬具 1年～18年

その他 2年～20年

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ウ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ウ. 役員報酬BIP信託引当金

役員への将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…買掛金

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…変動金利借入金

ウ. ヘッジ方針

a. 為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

b. 金利スワップ取引は、将来の金利上昇リスクをヘッジする為に変動金利を固定化する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的の取引は行っていません。

エ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計との比較により有効性を評価しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア. 電力小売事業

当社グループは、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて売上高を認識しております。

イ. 電力卸売事業

当社グループは、顧客と電力受給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。電力受給契約書における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

ウ. その他事業

当社グループは、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ア. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

イ. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社などの資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ウ. のれんの償却に関する事項

のれんは、投資効果の発現する期間（5～15年）で均等償却を行っています。ただし、金額僅少の場合は一括償却しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、再生可能エネルギー発電促進賦課金を売上高から控除とともに、同額の再エネ特措法納付金を売上原価から控除しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,615百万円減少し、売上原価は17,615百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益の増減はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

デリバティブ債権 7,292百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、長期の外貨建て燃料調達契約に対して為替予約を締結しています。当該為替予約契約について、期末の為替レート及び燃料調達による外貨建て営業債務金額に基づいて貸借対照表計上額を計算しています。燃料調達による外貨建て営業債務金額は、長期の外貨建て燃料調達契約に基づく取引の実行可能性を考慮して見積もっています。また、為替予約契約について、ヘッジ取引開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較して両者の変動額を基礎にしてヘッジの有効性を評価し、ヘッジ会計の要件を充足している場合にヘッジ会計を適用しています。

燃料調達による外貨建て営業債務金額の見積り及びヘッジ会計の要件の充足については、ヘッジ対象となる予定取引の実行可能性に関する不確実性を伴います。状況の変化等により予定取引の実行可能性が低くなりヘッジ会計の適格要件を満たさない状況となった場合、ヘッジ会計が中止される場合があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	5,865百万円	-百万円
売掛金	1,432	-
原材料	522	-
建物及び構築物	8,002	(3,308)
土地	747	-
機械装置	36,398	(18,841)
その他	68	(22)
計	53,037	(22,172)

上記のうち（ ）内書は、工場財団抵当に供されているものであります。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	4,100百万円
長期借入金	38,098
計	42,199

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

13,440百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

大船渡発電株式会社	5,625百万円
-----------	----------

5. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	59,145,200	126,000	—	59,271,200

(注) 発行済株式数の増加126,000株は、譲渡制限付株式報酬75,000株と、新株予約権の行使による新株の発行による増加51,000株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	175,715	—	34,964	140,751

(注1) 自己株式の株式数の減少34,964株は、役員報酬BIP信託に基づく株式報酬の交付に伴う減少であります。

(注2) 自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託の信託口が保有する当社株式138,586株が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当連結会計年度残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	2014年 第2回新株予約権	普通株式	162,000	－	51,000	111,000	－
	合計	－	162,000	－	51,000	111,000	－

(注) 新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,064	18.00	2021年3月31日	2021年6月23日

(注) 2021年6月22日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,303	利益剰余金	22.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

固定価格買取制度（FIT制度）に基づく交付金等で構成される未収入金はリスクが限定されております。

投資有価証券は株式、国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2か月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、そのほぼ全てが3か月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に当社及び当社子会社の設備投資計画に照らして、必要な資金の調達を目的としたものであり、最終の償還日は決算日後、13年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入電力価格の変動リスクに対する商品先物取引を実施しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 「(4) 会計方針に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業部及び財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、金融機関等の信用リスクに晒されていますが、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に基づき、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、決裁担当者の承認を得て行っております。

イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っています。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券 満期保有目的の債券	2,136 418	2,136 444	— (25)
② 長期借入金（1年内返済予定 のものを含む）	(44,752)	(44,531)	(220)
③ デリバティブ取引 (*3)	6,478	6,478	—

(* 1)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(* 2)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,136	-	-	2,136
デリバティブ債権	-	7,292	-	7,292
資産計	2,136	7,292	-	9,428
デリバティブ債務	-	813	-	813
負債計	-	813	-	813

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	444	-	444
資産計	-	444	-	444
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	-	44,531	-	44,531
負債計	-	44,531	-	44,531

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

満期保有目的の債券

当社の保有する満期保有目的の債券の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現

在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

金利スワップ取引の時価は、市場金利等の観察可能なインプットを用いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、電力事業を主な事業とする単一セグメントであり、主要なサービスの種類から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
電力小売	93,890百万円
電力卸売	133,308
その他	3,302
計	230,502

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

電力小売事業： 当社グループは、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した契約内容において約束された対価及び燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給から1年以内のため、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

電力卸売事業： 当社グループは、顧客と電力受給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。電力受給契約書における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した電力受給契約書において約束された対価から燃料費調整額等を控除した金額で測定しております。対価は、電力の供給と同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

その他事業： 当社グループは、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した燃料売買個別契約書において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。対価は、燃料の引渡しと同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下の通りです。

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	11,646百万円	27,321百万円
契約負債	—	536

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた契約負債は前受金に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	942円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	163円44銭

10. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、株式会社イーセルの全株式を取得することにより完全子会社化することを決議し、2021年12月28日に締結した株式譲渡契約に基づき、株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社イーセル
事業の内容 小売電気事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社イーセルは2011年の設立以来、代理店との強固なリレーションシップを構築し、国内において中国、四国エリアを中心に多数のお客様に電力供給をしてきた確かな実績があります。

当社及び株式会社イーセルの電力小売事業の統合により、業務効率を向上し、より一層の事業拡大を図るのみならず、電力小売市場の自由化と、脱炭素社会に貢献してまいります。

(3) 企業結合日 2022年2月1日（みなし取得日：2022年3月31日）

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年3月31日をみなし取得日としており、被取得企業の決算日である、3月31日現在の財務諸表を使用しているため、当連結会計年度に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	97百万円
取得原価		97

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等 6百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法、償却期間及び算定根拠
(1) 発生したのれんの金額
840百万円
(2) 発生原因
企業結合時の純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。
(3) 債却方法及び償却期間
現時点で算定中であります。
(4) 債却期間の算定根拠
現時点で算定中であります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(単位：百万円)

項目	金額
流動資産	947
固定資産	46
資産合計	993
流動負債	1,206
固定負債	536
負債合計	1,743
純資産	△749

11. 重要な後発事象に関する注記

(国内無担保普通社債の発行)

当社は、2022年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月22日に第1回国内無担保普通社債の発行を決定し、下記の条件で発行いたしました。

(1) 銘柄	第1回国内無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）
(2) 発行総額	5,000百万円
(3) 発行年月日	2022年4月28日
(4) 発行価額	各社債の金額100円につき金100円
(5) 利率	年0.590%
(6) 債還期限及び償還方法	2027年4月28日に一括返還
(7) 用途	連結子会社への投融資資金、及び再生可能エネルギーに係る投融資資金を支出したことにより減少した手元資金の一部に充当

12. その他の注記

連結計算書類の記載事項は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	11,137	10,512	10,512	22	4,371	4,393
事業年度中の変動額						
新株の発行	104	104	104			
剰余金の配当					△1,064	△1,064
当期純利益					5,949	5,949
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	104	104	104	－	4,885	4,885
2022年3月31日残高	11,242	10,617	10,617	22	9,256	9,278

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 產 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	△155	25,888	23	1,478	1,501	27,390
事業年度中の変動額						
新株の発行		209				209
剰余金の配当		△1,064				△1,064
当期純利益		5,949				5,949
自己株式の処分	31	31				31
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△195	1,099	903	903
事業年度中の変動額合計	31	5,125	△195	1,099	903	6,029
2022年3月31日残高	△124	31,014	△171	2,577	2,405	33,419

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～18年

機械装置及び運搬具 1年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 役員報酬BIP信託引当金

役員への将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…買掛金

③ ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①. 電力小売事業

当社は、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて売上高を認識しております。

②. 電力卸売事業

当社は、顧客と電力受給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。電力受給契約書における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

③. その他事業

当社は、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足るのは燃料の引渡し時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、再生可能エネルギー発電促進賦課金を売上高から控除とともに、同額の再エネ特措法納付金を売上原価から控除しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の売上高は498百万円減少し、売上原価は498百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益の増減はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

デリバティブ債権 3,335百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記」と同様のため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 129百万円

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

沖縄うるまニューエナジー株式会社	22,066百万円
大船渡発電株式会社	5,625
計	27,691

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）

① 短期金銭債権	16,635百万円
② 短期金銭債務	4,298百万円
③ 長期金銭債務	5百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	66,034百万円
仕入高	28,110
販売費及び一般管理費	26
営業取引以外の取引による取引高	151

(2) 貸倒引当金繰入

当社の連結子会社である株式会社沖縄ガスニューパワーへの関係会社預け金に対して貸倒引当金を計上いたします。

(3) 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である株式会社沖縄ガスニューパワーについて、同社の経営成績及び財政状態の悪化により、当該会社株式の実質価額が著しく下落したため、関係会社株式評価損119百万円を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	175,715	—	34,964	140,751

(注1)自己株式の株式数の減少34,964株は、役員報酬BIP信託に基づく株式報酬の交付に伴う減少であります。

(注2)自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託の信託口が保有する当社株式138,586株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	45百万円
一括償却資産	0
賞与引当金	22
貸倒引当金	234
長期未払金	71
役員報酬BIP信託引当金	34
退職給付引当金	35
資産除去債務	8
関係会社株式評価損	33
その他	107
繰延税金資産小計	593
評価性引当額	△593
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△6
その他有価証券評価差額金	△24
繰延ヘッジ損益	△1,002
繰延税金負債合計	△1,033
繰延税金負債（純額）	△1,033

(注1)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	28.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△1.9
役員賞与	1.0
住民税均等割	0.1
評価性引当額	2.5
繰越欠損金控除額	△7.9
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.8

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	イーレックス ニューエナジー 株式会社	所有 直接 100.00%	資金貸借 役員の兼任	資金貸借 (注6)	2,215	関係会社 預り金	2,142
子会社	イーレックス ニューエナジー佐伯 株式会社	所有 直接 70.00%	燃料の販売 資金の貸付 資金貸借 役員の兼任	燃料の販売 (注3)	4,233	売掛金	654
				資金の回収 (注4)	300	関係会社 短期貸付金	985
						関係会社 長期貸付金	3,867
				資金の貸付	4,777	—	—
				資金貸借 (注6)	2,492	関係会社 預り金	2,543
子会社	エバーグリーン・ リティリング 株式会社	所有 間接 77.26%	電力の販売 資金貸借 経費等の立替 役員の兼任	電力の販売 (注2)	8,023	売掛金	755
				資金貸借 (注6)	4,409	関係会社 預り金	4,510
				経費等の立 替(注7)	—	立替金	1,241
子会社	エバーグリーン・ マーケティング 株式会社	所有 直接 77.26%	電力の購入 電力の販売 資金貸借 経費等の立替 電気代金の調整等 役員の兼任	電力の購入 (注2)	8,751	買掛金	2,326
				電力の販売 (注2)	44,220	売掛金	5,909
				資金貸借 (注6)	7,228	関係会社 預り金	5,391
				経費等の立 替(注7)	—	立替金	1,350
				電気代金の 調整等	—	未収入金	1,228

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	豊前ニューエナジー 合同会社	所有 直接 65.00%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	1,500
子会社	豊前バイオマス センター株式会社	所有 直接 100.00%	資金貸借 役員の兼任	資金貸借 (注6)	1,256	関係会社 預け金	1,258
子会社	沖縄うるまニュー エナジー株式会社	所有 直接 44.78%	燃料の販売 債務保証	燃料の販売 (注3)	3,139	売掛金	958
			役員の兼任	債務の保証 (注5)	22,066	—	—
関連会社	大船渡発電 株式会社	所有 直接 35.00%	電力の購入 電力の販売	電力の購入 (注2)	12,950	買掛金	1,328
			燃料の販売 債務保証	電力の販売 (注2)	44	売掛金	199
			役員の兼任	燃料の販売 (注3)	2,001		
				債務の保証 (注5)	5,625	—	—
関連会社	SPHP CO., PTE. LTD	所有 直接 49.45%	資金の貸付	資金の貸付	2,486	関係会社 短期貸付金	3,979

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等は含めておりません。
- (注2) 電力の購入及び販売については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」で定められている買取価格等を勘案して毎期交渉の上で決定しております。
- (注3) 燃料の販売については、市況等を勘案して交渉の上で決定しております。
- (注4) 資金の回収については市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。
- (注5) 債務保証は金融機関からの借入債務に対して行っており、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。
- 取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。
- (注6) 資金貸借はCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額には期中平均残高を記載しております。
- (注7) 経費等支払の一時的な立替をしており、主な内容は電力託送費です。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	565円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	100円74銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(国内無担保普通社債の発行)

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

計算書類の記載事項は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。